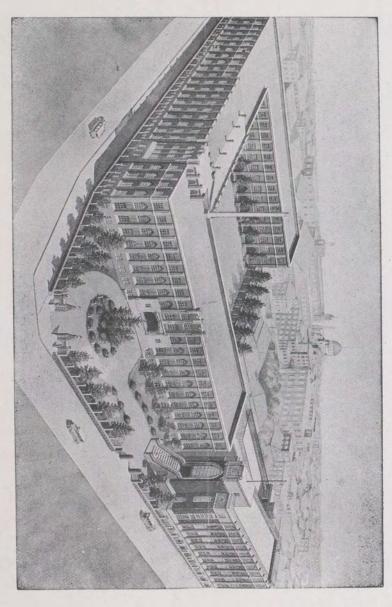
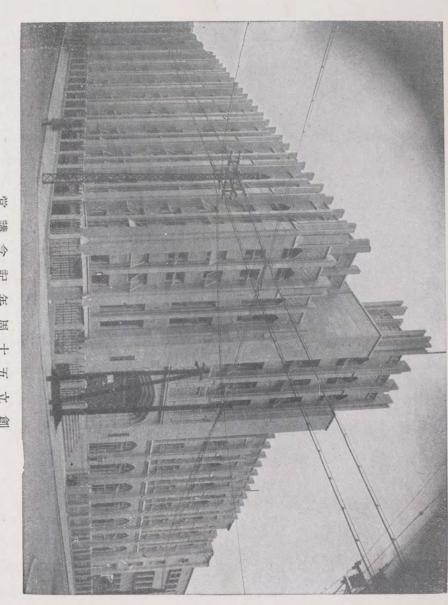


中央大学学則:大学部大学予科専門部 1939(昭和14)年2月



舍 被 學 大 央 中



河 雛 到 뺍 併 西 + 五 計 画

中 大 則

第一章 總 則

ルラ以テ目的トス 大學ハ法學、 經濟學、 政治學、 商學二關スル學術ノ理論及と應用ラ教授シ並其ノ蘊奥ラ攻究セシ

大學二法學、 商學ノ三學部及上大學院ラ設ケ豫科ラ附置ス

學部ハ晝間部、夜間部ノ二部ニ別ツ

豫科ハ晝間部、夜間部ノ二部二別チ晝間部ラ第一豫科トシ夜間部ラ第二豫科ト

第四條 第五條 休業日ハ左ノ通トス但シ必要アリト認ムルト 學年八四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル キハ臨時休業スルコトアル~シ

四月一日ョリ 七月十六日ョリ九月十日二至ル 十五日ニ至ル

十二月二十六日ヨリ翌年一月七日二至ル

大祭祀日

中央大学学則:大学部大学予科専門部 1939(昭和14)年2月

大學記念日(七月八日)

=

第六條 學部二所定ノ期間在學シ且其ノ配當科目全部ノ試驗二合格シタル者二ハ卒業證書ラ授與ス 全部ノ試驗ニ合格シタル者ハ前項ニ定メタル所定ノ期間在學シ且其ノ配當科目全部ノ試驗ニ合格シタルモ 轉學二因リテ學部二中途二入學シタル者ニシテ其ノ属スル學年以後ノ所定ノ期間在學シ且其ノ配當科目ノ ノト看做ス

交付ス 第十條ノ規定二依リテ修學シタル隨意科目ノ試驗二合格シタル者二ハ請求二依リ其ノ科目ノ合格證明書ラ

第七條 學部ラ卒業シ卒業證書ラ授與セラレタル者ハ其ノ學部二從ヒ法學士、經濟學士、商學士ト稱スル トラ得

學 部

第二章

第一節 學科課程 第八條

學部ノ修學期間ラ三學年トス

第九條 各學部ノ學科課程、其ノ配當及ヒ授業時間數左ノ如シ

第一 法 學 部

												A LANGE		2511
			File		外	經	刑	親	債	物權	民	必	科	第
			10		國	-	法	44-	權	法	法	修		
			10		法	濟	船	族	怒	第一	總	科		-
					獨英	學	論	法	論	部	Time .	月	目	學
					N. R.								一時週授	年
		1			大六	=	=	=	=	=	=		數業	
刑	民	刑	民事	民事	刑	商商	相	債	物	行	憲	THE REAL PROPERTY.	科	第
事	事	事	訴訟	訴訟	法	行法		權	權法	政				
演	演	訴	法五第	法	各	爲總	續	各	第	法				=
UR.	OR .	訟	第二年	第一	П	加到他也		п	=	総				
習	習	法	編巧	編	論	法則	法	論	部	論	法		目	學
													時每	年
==	=	=	=	=	=	11	=	Ξ	=	==	=		間授業	
			外	刑	民	民事	海	保	手	會	行		科	第
			國	事	事	訴訟法第					政			
			3/t:	3812	3640	法第二	商	險	形	社	法			=
119			法	演	演	六編以		1019			各			
	-		獨英	習	習	以下	法	法	法	法	論		目	學
			四四	11	=	=	=	11	=	11	11		時母間授業	年

=

型型料				民法(總則·物權	社會	外國語經濟書(英	簿記原	植民政	統計	貨幣	經濟地	經濟	經濟原	必修科
目				權)	學	獨父	理	策	學	論	理	史	論	目
				Limit									197	
	商法	民	憲	四 外國語經濟書	三經	四西洋	二財	二政治	二外國	一商	二農	二銀	四經	
	法(總則·商行為)	法(債權		經濟書(英叉	濟	經濟事	政	史及外交	為替及關	業政	業政	行	濟學	
	過	他	法	四人	習	情	學	史	稅	策	策	論	史	-58
	11	1)	=		11	=	11	四	1	=	=	Ξ	11	
				商法〇	外國語	經	政	保	東洋	財	社	交	I	ari
				商法(會社·海商·手形	外國語經濟書	濟	治	險	經濟	政	會	通	業	
				商。 手形	(英双	演習	學	學	事	學	政策	政	政	1.
						自	字	字	情	52	72	策	策	
	Charles and him		-	29				11	1	=		=	-	-

科目	第一學	第		倫 理 學(東洋)	外國語	随 意 科 目	選擇科目ハ學年ノ始ニ於			社會學	法制史	選擇科目	必修科目中外國法ハ入學	
時題授業	年	二經濟		11	=	各科目ハ第十條	テ第一學年第二			11	11		ノ始ニ於テ英法、	
科	第	學	經	倫	外	係己ノ選機			法	刑	國		,	外
1		部	濟	亞		に発せ	一學年ハー		Hatt	事	際	The last	獨法ノ	國
	1		政	學(西	國	意科目トシテ修學	科目、		制	政	公		ーヲ	法
目	學		策	西洋	語	ス部	T .		史	策	法		指定シ屆	獨英
時題授業	年		=	=		商學部ノ	第三學年ハ二科目		11	11	=		出ツルコト	四四
科	第		TORY THE BUSINESS	社	外		ラ選擇	财	破產	國際私	法律哲	1	ヲ要ス	Contract of the last of the la
	=			會政	図		ヲ選擇シテ国出ッル	政	法(和議法ヲ	國際私法(共通法ヲ含	法律哲學(法律學史ヲ含ム)			Control of the Contro
目	學	and the same of th	The section of the se	策	新品		コトヲ	學	含么	含么)	含山		-	- Ann Attention Co.
時間製業	年	ACCOUNTS OF THE PARTY OF THE PA	The state of the s		worths common characteristics		要ス	1	1	=	11		C MATTER AND THE PARTY OF THE P	- CACCOMMODAL

D

	四	11		11		11	. 11	11	1			1	11	
	形	部	習	習	習	策	學	學	理	論	務	查	第	
	·海商·手形	英	演	演	演	政	IX.	險	務管	金融	實	監	計	
	商法(會社・	業	業	營	計	通	政	RO:	營事	業	易	計	價	
	商法	商	商	經	會	交	財	保	經	企	貿	會	原	
==	11	11	=	11	-:	1	-	1	-	Ξ.	11	11	=	
權	法	部	害	論	策	論	論	論	論	稅	記	計	學	
法(債		英	習(外國書)		政	動		性營	所	及關	簿	會		The state of the s
		業		行	業	氣變	告	庫經	引	為善	用	行	計	
民	憲	商	演	銀	商	景	廣	倉	取	外國	應	銀	會	1000
		四		11	=	=	11	=	=	=	=	11	==	
		權	語	策	史	學	論	illa ——	論	學	學	學	理	I
		心則·物權)	英	政	木	BI	ııı	原	織	ны	A	數	原	禾
	100	法(總則	業	民	業	計	幣	濟	給組	品	營	業	記	1
	113	民	商	植	商	統	貨	經	配	商	經	商	簿	1

-	MET-COMPANY	-	-	-	-			-		-	-	1	CATRACTOR	-
科	第	N/F	高垒		刑	親	倫	隨	選擇	哲	佛	經	日	部
			高等學校高等科教員	Page 1			理	意	擇科目		蘭西		本	給
	-		高等			族	1929	11	八學年		語經	營	經	組
			科教				學(東洋)	科	平ノ始		严		濟	織
目	學	第	貝無論		法	法	進	目	二於	學	書	學	史	論
時毎		黑三	験檢					科選目擇	テー		1		7	
間授業	年	商	無試驗檢定希望者		=	11	11	ハ科第日中に	科目ヲ	=	=	11	11	
科	第	學	1	國	相	行	倫	二二人依郷	ヲ選擇		佛	應	會	證
	713	部	行政法(總論	際		政	理	随意もサ	シテ国		蘭西	用	1	劵
	=		五(總		續	法		日科ショ	出ッ		語	4.00	計	市
1			,	公	7	總	學(西	テ及法學	ルコ	-	經濟	簿		場
目	學		各論)、	法	法	論	選	ス部、ル	トヲ或		書	記	學	論
時每			親族法、		1	7		コ ト ラ 得 人 各	要ス					
間授業	年		8	=	=	=	=	(4)				=	=	=
科	第		相續法及刑			行	經			佛	統	國	協	信
	7,		及刑法			政	濟時			關西	制	際	同	
	E	-	法ヲ必		THE .	法	事問		The state of	語	經	經	組	託
			ス			各	題研			經濟	濟	濟	合	File
目	學	1	履修スへ	1	100	論	究			書	論	論	論	論
時包	年	1	シ						1		Palay.			
割 製業	7	12		1	1	=	=			=	=	=	=	-

+:

親族法	社會	倫 理 學(東洋)	意 科 目	選擇科目ハ學年ノ始ニ				經濟史	外國語經濟書(獨义)	經濟地理	東洋商業事情	選择科目	
124	11		(科学学) (和学学)	於テ第一學年第				11	-	=	11		
相續法	行政法總論	倫 理 學(西洋)	二依り隨意科目トシテ修鑿スルコ己ノ選擇セサル科目及法學部、經	一學年八二科目、第三學					外國語經濟書(獨又)	證券市場論	西洋經濟事情		商法(總則・商行爲)
=	=	=	トラ得の	年ハ三科目					==		=		=
	行政法各論	經濟時事問題研究		ヲ選擇シテ国出ツルコトヲ要	有權法 (及商標ヲ含ム)		工業政策	社 會 政 策	計算實務 (珠算ヲ)	損害保險	國際經濟論	B. W.	
	-	=		ス		-	=	=	=	_	=		

= 國 際 公 法 --

第十條 學年ノ始ニ於テ關係學部長ノ許可ラ受ケ其ノ學部又ハ他ノ學部ニ属スル授業ラ隨意科目トシテ修學

高等學校高等科教員無試驗檢定希望者へ行政法へ總論、

各論)、

親族法、

相續法、

刑法及經濟史ヲ必ス履修スへ

スルコトラ得

第二節 入學、 休學、 退學及に除名

第十一條 入學ヲ許可スヘキ者左ノ如シ

豫科卒業者

高等學校高等科卒業者又ハ文部大臣二於テ之ト同等ノ學力アリト認メタル者

三 舊大學部卒業者及と專門部卒業者但シ大正七年文部省令第三號第二條第二號三依り指定セラレ ニ限ル タル者

四同等學校ノ豫科卒業者及と專門學校卒業者但シ大正七年文部省令第三號第二條第二號二依り指定セラ レタル者二限ル

第十二條 同等學校二於テ第二學年以上二在學シ轉學スル者ハ相當ノ學年二編入スルコトラ得但シ學科課程

中他ノ大學二於テ修了セサル科目アルトキハ其ノ科目二限リ試驗ラ行フ

第十三條 入學ノ許可ラ請フ者ハ入學申込書ニ履歷書ヲ添へ差出スヘシ但シ試験ヲ要スル場合ニ ハ同時ニ受

驗料金五圓ラ納ムヘシ

第十四條 入學期ハ學年ノ始トス但シ第十二條第二十二條第二項又ハ第二十三條ノ規定ニ依リ

入學スル者ハ此ノ限ニ在ラス

第十五條 入學ノ許可ラ得タルトキハ直二保證人ト連署シテ在學證ヲ差出スヘシ

第十六條 保證人ハ成年者ニシテ東京市又ハ其ノ隣接市町村内ニ於テ獨立ノ生計ラ立ツルモ ノナ n コト ラ 要

7

保證人ハ本人在學中二係ル一切ノ事項ニ付其ノ責ニ任スヘキモノトス

第十七條 保證人死亡シ又ハ前條ノ要件ヲ缺キタルトキハ遲滯ナク之ヲ改定シ更ニ在學證ヲ差出 7. シ保證

人ノ變更アリタルトキ亦同シ

保證人住所又ハ氏名ラ變更シタルトキハ遲滯ナク其ノ旨ラ屆出ツヘシ

第十八條 疾病其ノ他止ムラ得サル事故ニ因リ滿二箇月以上修學スルコト能ハサルトキハ其ノ事實ヲ證スル

書面ラ添附シ保證人連署ノ上其ノ許可ラ受ケ當該學年間休學スルコトラ得

前項ノ規定二依リン休學シタル者休學ノ事由止ミタルトキハ保證人連署ノ上許可ラ受ケ原級二入り修學ス

ルコトラ得

第十九條 給費生、貸費生ハ休學ノ月ヨリ其ノ資格ラ失フ

第二十條 陸軍、海軍ノ現役二服スル者及ヒ召集中ノ者ハ其ノ期間第十八條ニ準シテ休學シ滿期後直ニ原級

二復スルコトラ得

第二十一條 疾病其ノ他ノ事故ニ因リ退學セントスル者ハ保證人連署ノ上屆出ツヘシ

第二十二條 左二揭クル者ハ學籍ョリ除名ス

一學業劣等又ハ疾病其ノ他ノ事故ニ因リ成業ノ見込ナシト認メタル者

二 出席常ナラサル者

= 何等ノ事由ラ以テスルニ拘ラス引續キー個年間闕席シ又ハ正當ノ理由ナク一個月以上闕席シ タル

第二十三條ノ規定ハ前項ニ依リテ除名セラレタル者ニ之ヲ準用ス

第二十三條 第七十五條、第七十六條ノ規定ニ依リ退學處分ヲ受ケタル者四個月以上ヲ經過シ改悛ノ情顯著

ナルモノト認メタルトキハ特ニ再入學ヲ許スコトアルヘシ

第三節 試 驗

第二十四條 試驗ハ學年ノ終又ハ授業ラ終リタル際之ラ行フ

必要アルトキハ追試驗及と再試驗ラ行フ、追試驗及ハ再試驗ラ受クル者ハ一科目二付受驗料金壹圓ラ納

ヘシ、五科目以上ナルトキハ受験料金五圓ヲ納ムヘシ

第二十五條 試驗ノ方法ハ筆記又ハロ並;ス

試驗ノ成績ハ各科目ニ付甲、乙、丙ラ以テ表示シ甲、乙ラ合格トシ丙ラ不合格トス

第二十七條 授業ラ受ケタル科目二非サレハ試驗ラ受クルコトラ得ス

休學シタル者ハ其ノ學年二属スル試驗ラ受クルコトラ得ス但シ第二十條二定メタル休學者ハ此ノ限二在ラ

第十八條第二項ニ該當スル者ハ其ノ休學取消ノ承認ラ得テ試驗ラ受クルコト ラ得

第二十八條 或科目二付三個年以內二試驗二合格セサル者ハ全部合格二至ルマテ在學スルコト ラ得但シ六個

年ヲ超コルコトヲ得ス、試驗ヲ受ケスシテ在學スル者亦同シ

在學六個年ニ滿ツル者其ノ最後ノ學年試驗ノ追試驗又ハ再試驗ラ受ケムトスルト ノ規定ニ拘ラス其ノ追試驗又ハ再試驗ノ施行ラ終ル迄ノ期間在學スルコトラ得 丰 ハ許可ラ受ケ前項但書

第十二條ノ規定二依リテ入學シタル者二付テハ其ノ入學シタル日二至ル迄二要ス モノトシテ其ノ在學期間ラ計算ス ^ カリ 3 期間在學 シタ ル

ニ屬スル期間

第二十九條 隨意科目ノ試驗ハ希望アル場合ニ限リ之ラ行フ 其ノ在學期間ニ通算ス但シ學年ノ始ニ於テ第一學年ニ入學シタルトキハ此ノ限ニ在ラス第二十二條又ハ第二十三條ノ規定ニ依リテ再入學シタル者ニ付テハ其ノ除名中又ハ退學中

第三十條 試驗ハ授業料ラ完納シ且必要ナル受験料ラ納付シタル者ニ非サレハ之ラ受クルコト ラ得

第四節 學 專

男三十一條 入學ヲ許可セラレタル者ハ入學料トシテ金五圓ヲ納ムヘシ

授業料ハ一學年金百拾圓トシ左ノ三期ニ之ヲ納ムヘシ但シ特別ノ事情アル者ニ限リ月額金拾圓

宛ノ分納ヲ許スコトアルヘシ

第一期 四月(金四十圓)

第二期 九月(金四十圓)

第三期 一月(金三十圓)

第三十三條 學年ノ中途二入學シ又ハ退學スル者ハ特二入學前及ヒ退學後ノ授業料ラ免除ス

休學中ハ授業料ラ発除ス

第三十四條 在學中ハ闕席シタルトキト雖モ授業料ラ免除セス

第三十五條 納付シタル授業料ハ返付セス

第三章 大 學 院

第三十七條 大學卒業者ニシテ大學院ニ入ラント欲スルモノハ特ニ研究事項ラ具シ其ノ許可ラ受ク 入學期ハ學年ノ始トス但シ時宜二因リ臨時入學ラ許スコトアルヘシ

定ラ受ケ合格スルコトラ要ス此ノ場合二於テハ檢定料トシテ金十圓ラ納ムヘシ 他ノ大學卒業者ニシテ大學院ニ入ラント欲スルモノハ前項ノ入學願書ニ學業履歷書ラ添附シ當該學部ノ檢

第三十八條 學長ハ學生ヲ指導スル教員ヲ選定スヘシ

第三十九條 學長ハ學生ノ爲メ特ニ講義ヲ開キ特別研究ヲ爲サシムルコトアルヘシ

學長ノ許可ラ受ケ學生ハ各學部ノ講義演習等二出席スルコトラ得

第四十條 學生ハ學年ノ終ニ於テ其ノ攻究ノ狀況及ヒ成績ラ記載シタル報告書ラ指導教員ラ經テ學長ニ差出 スヘシ

第四十一條 第四十二條 學生ハ政究料トシテ學年ノ始及ハ入學ノ際二於テ一學年金六十六圓ヲ納ムヘシ 二年以上修學シタル者ハ其ノ攻究シタル學課ニ付卒業論文ヲ提出シテ學位ヲ請求スルコトラ得

第四十三條 學長ハ學生中學力優秀心身健全ナル者ヲ銓衡シ特選給費學生ト爲スコトラ得

特選給費學生ニハ二年以內月額金三十圓以上金七十五圓以內ノ學費ヲ給與ス但シ學長ニ於テ特ニ必要アリ

ト認ムルトキハ年限ラ延長スルコトラ得

學長ハ特選給費學生其ノ地位二適セサル事實アリト認ムルトキハ之ヲ免スルコト特選給費學生ハ學長ノ許可ヲ得スシテ他ノ業務二就クコトヲ得ス

特選給費學生ニハ第四十二條ノ規定ラ適用セス

第四十四條 第十五條乃至第二十三條第三十三條第一項及と第三十五條ノ規定ハ之ヲ大學院學生ニ準用ス

第四章

第四十五條 第一豫科ノ修學期間ラ三學年トシ第二豫科ノ修學期間ラ二學年トス 豫科ラ卒業シタル者ニハ卒業證書ラ授與ス

第一節 學科課程

第四十六條豫科ノ學科課程、其ノ配當及ヒ授業時間數左ノ如シ

歷	第二	第一	國	修	科	第
	國	外國	語		4	
	語 (佛英	語 (英	漢			
史	獨	獨若	文	身	目	學
五	CID	10	六	1	時毎週授業	年
歷	第一	第	國	修	科	第
	國	外國語	韶			-
	語 (佛英	語(八英	漢			
史	獨	潤若)	文	身	目	學
五	CID	10	五	-	時題授業	年
歷	第一	第	國	修	科	第
	一外國語	外國語	語			==
		グ英獨若		ris .	-	per
史))	义	身	目	学
=	GD	10	五	1	時題授業	

一六

			-	-
體	自	數	地	
	然			
	科			
操	學	學	理	
=	=	=	=	12
體	自	數	心	
	然		理、	
	科		諭	
操	學	學	理	7
==	11	-		
體	法	心	哲	A.
	制	理、	學	
	經	論	槪	-

濟

四

操

理說

= =

第二外國語ハ隨意科目トス

	-	-	B VE		科	第	
	外	外	部		100		
	國	國	,				-
	語	語				-	
	英、	(英若八	漢				
	獨			1990	目		
史	佛	獨	文	身		學	
					時毎		
					週間授		
	0				授	年	
五	00	0	玉	-	數業		
歷	第	第	國	修			
	=	-			科	第	
	外	外	語				
	國	國	,				
	語	韶				=	
	英	英	漢			- 131	- 4
	獨	(英若八			目		
		Virginia			100	4	
史	佛	獨	交	身		學	

Ti.

時每

週 間 授 製業 年

第 第 國 修

歷

理、

論

理

哲

學

槪

說

史

=

00

操學學 體

第二外國語ハ隨意科目ト

體

自數

然

科

法 心

制理

經論

理

=

操濟

二一四

第二節 入學、 休學、 退學及比除名

第四十七條 入學ラ許可スへキ者左ノ如シ但シ外國人ニシテ之二相當スル學歷ラ有スル者ハ第一豫科ニアリ テハ中學校四學年終了程度第二豫科ニアリテハ中學校卒業程度ノ試驗檢定ノ上之ラ許可ス

第一豫科

中學校四學年修了者

高等學校尋常科修了者

専門學校入學者檢定規程ニ依ル試驗檢定合格者 高等學校高等科入學資格試驗合格者

文部大臣二於テ高等學校高等科ノ入學二關シ檢定シタル者

六五四三 文部大臣二於テ專門學校入學二關シ中學校卒業者ト同等以上ノ學力アリト指定シタル者

一七

第二豫科

- 中學校卒業者
- 專門學校入學者檢定規程ニ依ル試驗檢定合格者
- 三 文部大臣ニ於テ專門學校入學ニ關シ中學校卒業者ト同等以上ノ學力アリト指定シタル者

第四十八條左ノ各號ノ一二該當シ第一豫科第一學年科目ノ試驗二合格シタル者ハ第一豫科第二學年二入恩

- スルコーラ得
- 一中學校卒業者
- 二 高等學校高等科一學年修了者
- 專門學校入學者檢定規程二依ル試驗檢定合格者

第四十九條 入學期ハ學年ノ始トス但シ補缺トシテ臨時入學ヲ許スコトアルヘシ 四文部大臣二於テ專門學校入學二關シ中學校卒業者ト同等以上ノ學力アリ ト指定シタル者

第五十條 第十二條乃至第二十三條ノ規定ハ之ヲ豫科學生ニ準用ス

第三節

第五十一條 試驗ハ學年ノ終又ハ臨時之ラ行フ

必要アルトキハ追試驗及と再試驗ラ行フ追試驗又ハ再試驗ラ受クル者ハ一科目二付受驗料金一圓ラ納ムへ

シ五科目以上ナルトキハ受験料金五圓ラ納ムヘシ

第五十二條 試驗ノ成績ハ各科目二付優、良、可、不可ヲ以テ表示シ優、 良、 可ラ合格トシ不可ラ不合格

不合格ノ科目總科目ノ三分ノ一ニ達セサルトキハ教員會ノ銓衡ニ依リ前項ノ規定ニ拘ラス假ニ進級セシ第五十三條 配當科目ノ全部ニ合格スルニ非サレハ進級スルコトラ得ス ルコトラ得但シ此ノ場合二於テハ不合格ノ科目二付再試驗ラ受ケ合格スルコトラ要ス

引續キ二回進級セサル者ハ退學ラ命スルコトアルヘシ

第四節 學

第五十四條 入學ヲ許可セラレタル者ハ入學料トシテ金五圓ヲ納ムヘシ

第五十五條 授業料ハ一學年金百圓トス左ノ三期ニ之ラ納ムヘシ但シ特別ノ事情アル者ニ限リ最初ノ月ニ在

リテハ金十圓其ノ他ノ月ニ在リテハ金九圓宛ノ分納ヲ許スコトアルヘシ

第一期 四月(金三十五圓)

第二期 九月(金三十五圓)

第三期 一月(金三十圓)

第五十六條 第三十條及と第三十三條乃至第三十五條ノ規定ハ之ヲ豫科學生ニ適用ス

第五章 給費生及と特待生

第五十八條 第五十九條 給費生又ハ特待生ニシテ其ノ地位ニ適セサル事實アルトキハ直ニ之ラ强ス 給費生ニハ當該學年間年額金三百圓以內ノ學資ラ給與シ特待生ニハ當該學年間授業料ラ免除ス 學長ハ大學及と豫科學生中學術優等品行方正ナル者ヲ鈴衡シ給費生又ハ特待生ト爲スコトラ得

第六章 貸費生及と留學生

第六十條 學長ハ大學及ヒ豫科學生中學術優等品行方正ニシテ學資支辨ノ途ナキモノヲ銓衡シ賞費生ト 當該學年間年額金三百圓以內ラ貸與スルコトラ得

第六十一條 貸費ニ關シ寄附者アルトキハ其ノ寄附者ノ指定ニ從フ

第六十二條 貸費生タラントスル者ハ其ノ事情ラ具シタル願書ラ差出スヘシ

第六十三條 貸費生タルノ許可ラ得タル者ハ保證人二名ト連署シテ所定ノ證書ラ差入ルヘシ

第六十四條 貸費生ニシテ卒業シタル者ハ卒業後一個年目ョリ毎月貸費ラ受ケタル半額以上ラ月賦ラ以テ返

納スヘシ

第六十五條 貸費生ニシテ其ノ地位ニ適セサル事實アルトキハ直ニ之テ発ス

第六十六條 貸費生退學ラ命セラレ、除名セラレ、貸費ラ免セラレ及ハ退學シ 夕 ル + ハ貸與金額ラ即時ニ

第六十七條 學長ハ卒業者中學力優秀ニシテ將來學術ノ蘊奥ヲ攻究セント欲スル者ヲ銓衡シ特ニ留學生トシ返納スヘシ但シ疾病ノ爲メ廢學シタル場合ニハ情狀ニ因リ月賦返納ヲ許スコトアルヘシ テ學資ラ貨與シ留學セシムルコトラ得

留學生ニ關スル事項ハ其ノ都度之ラ定ム

第七章 學生心得

第六十九條登校スルトキハ必ス學生證ヲ携帶スヘシ之ヲ携帶セサルトキハ退場ヲ命スルコトアル 登校スルトキハ必ス制服制帽洋服若クハ袴ラ着ケ靴又ハ上草履ヲ用フヘシ

第七十條教場二於テハ靜肅ラ旨トシ雜談、喫煙其ノ他粗暴ノ擧動アルヘカラス

授業中ハ退席スルコトラ得ス、 止ムラ得サル事故アリテ退席セントスルトキ ハ教員ノ許可ラ受

第七十二條 氏名ラ改稱シ及ハ本籍住居等ラ移轉シタルトキハ遅滯ナク屆出ツへシ

第七十三條 三日以上闕席セントスルトキハ必ス其ノ事由ヲ具シ保證人ト連署シテ屆出ツへ シ 但シ七日以上

闕席スルトキハ證明書ヲ添附スルコトヲ要ス

第七十四條 ス新ニ屆出ラ為スコトラ要ス 関席屆出ノ日數ハ一個月ラ超ユルラ得ス若シ一個月ラ超工事由仍ホ止マサル トキハ其ノ都度必

第八章

第七十五條 學則又ハ校規ニ違反シ其ノ他不都合ノ行為アル者ハ情狀ニ因リ停學又ハ退學ラ命ス 第一項ノ規定二依リテ退學ラ命シタルトキハ其ノ旨ラ同等學校二通知ス

第七十六條 品行不良改悛ノ見込ナキ者ハ退學ラ命ス

第七十七條 前二條ノ規定ニ依リ停學又ハ退學ラ命シタルトキハ其ノ旨ラ父兄及ヒ保證人ニ通知ス

- 本則ハ昭和六年四月一日ヨリ之ラ施行ス
- スル學生ノ卒業スヘキ學年試驗ヲ終ル迄仍ホ從前ノ規定ニ依ル本則施行ノ際現ニ存スル第二學年及ヒ第三學年ノ學科課程、其ノ配當及ヒ授業時間數ハ其ノ第二學年ニ本則施行ノ際現ニ存スル第二學年及ヒ第三學年ノ學科課程、其ノ配當及ヒ授業時間數ハ其ノ第二學年ニ
- コトラ得但シ其ノ合格セサリシ科目ニ付テハ試験ラ発除スルノ限ニ在ラスリ次ノ學年ノ試験ラ受クルコトラ得サルニ至リタル者ト雖モ本則施行後ニ於テハ次ノ學年ノ試験ラ受クル學部ノ第一學年又ハ第二學年ノ學生中昭和六年ニ施行シタル學年試験ニ於テ從前ノ規定第二十八條ニ依

- 本則改正ハ昭和十二年四月一日ヨリ之ヲ適用ス但シ現ニ存スル第二學年及第三學年ノ學生、本則施行ノ際現ニ存スル各學部第二學年並法學部第三學年ノ學生ハ從前ノ規程ニ依ル本則改正ハ昭和十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス 生徒ハ從前

中 央大學 專 門 部 則

第一章 則

ラ以テ目的トス 大學二專門部ラ置ク專門部ハ法學、經濟學、政治學、商學二關スル學術ノ理論及上應用ラ教授スル

第二條 専門部ニ法學、經濟學、商學ノ三學科ラ置キ學生ラ正科生及ヒ別科生ノ二種ニ別

第三條 學年八四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

第四條 休業日ハ左ノ通トス但シ必要アリト認ムルトキハ臨時休業スルコトアルヘシ

四月一日ヨリ十五日ニ至ル

七月十六日ョリ九月十日二至ル

十二月二十六日ヨリ翌年一月七日二至ル

曜日

大祭祀日

大學記念日(七月八日)

第五條 専門部ニ所定ノ期間在學シ且其ノ配當科目全部ノ試驗ニ合格シタル者ニハ卒業證書ラ授與ス

全部ノ試驗ニ合格シタル者ハ前項ニ定メタル所定ノ期間在學シ且其ノ配當科目全部ノ試驗ニ合格シタルモ轉學其ノ他ニ因リテ中途ニ入學シタル者ニシテ其ノ屬スル學年以後ノ所定ノ期間在學シ且其ノ配當科目ノ ノト看做ス

第六條 各學科ノ修學期間ラ三學年トス 第二十七條二定メタル試驗二合格シタル者二ハ請求二依り其ノ科目ノ合格證明書ラ交付ス

第二章 專門 部

第一節 學 科 課 程

第七條 各學科ノ學科課程、其ノ配當及ヒ授業時間數左ノ如シ

第一法學科

	pacraner 1 A	-	-	-	-	
	法	修	必	科	第	
	學		修		46	The same of the sa
	通		科		-	-
	迎		77		M	
	論	身	目	月	學	100
		1		時周短業	年	or a construction of the second of the secon
	憲	修		科	第	
No.	*14				Y.	
	STE I				=	The state of the s
	24				24	TO MANUELLE PARTY OF THE PARTY
	法	身		目	學	-
				時週授業	年	The same of the sa
	行	修		科	第	
	政	168			No.	
-	法				三	
	各					
	論	身		月	學	-
	11	1		時週授業	年	

-		-	-			-	-	-	MICHAEL COMMITTEE TO		-		-	
選	夜間部				體	外	哲	論	經	刑事	親	債	物權	民
擇	- 1		- 15			國	學	理。		政法策	族	權	法	法
科	門 操 ヲ		100			EX	槪	心	OA	アを納合	加大	船	第一	総
目	ヲ實施セ				操	韶	論	理	學	台 論	法	論	部	論
	ス							1						3
						六	11	=	=	=	=	=	=	三
		體	外	刑	民	刑	乃民事	民事	部商	刑	相	债	物	行
				事	事	事	至訴	手訴訟	行法	法		權	權法	政
			國	演	演	訴	第法五第	法	為總	各	續	各	第	法總
		操	語	習	習	訟法	紀二	-	法則	論	法	論	二部	施
7 1 3		=	四		=	=	=	- 11	=	=	=	==	-:	
						松	外	刑	民	民事	海	保	手	會
								事	事	訴訟				
							國	演	Tit	訴訟法第六編	商	險	形	兘
	1				1	操	韶	習	習	編以下	法	法	法	法
		-				*		-				-		
					N. S.		六	-	11	-			****	-

STREET, STREET, STREE	-	-	THE RESIDENCE OF THE PERSON NAMED IN	THE REAL PROPERTY.	-	-	-	_	-	THE REAL PROPERTY.	-		-	-
刑	親	隨	英	哲	論	物	民	法	簿	植	統	貨	經	經
法	族	意		學	理	Late:	法	學	記	民	ŒL.	die	濟	STATE
約	ル矢	科		穊	心	權	総	通	原	政	計	弊	地	濟
論	法	月	語	論	理	法	則	論	理	策	學	論	理	史
T.		1		7					-					
三	=		六	=	=	四	=	=	=	=	=		=	=
刑	相		英	商	债	行	憲	應	經	政	外國	商	農	銀
法	Links			法(總則	tulte	政		用	1815-	1	爲	業	業	
各	續			則。商	權	法總		簿	營	治	替及	政	政	行
論	法		語	行爲	法	論	法	記	學	史	關稅	策	策	論
=	=		六	=	四	=	=	11	=	=	=	=	=	=
國	社		英	商注	行	會	統	配	證	政	保	財	社	交
際				()會社	政		制	給	劵				會	通
公	會			法(會社·海商·手	法	計	經	組織	市	治	險	政	政	政
法	學	2	語	手形	各論	學	濟論	織論	場論	學	學	學	策	策
			-	-										
=	=		六	四	=	11	=	11	=	=	11	=	=	
-	and the same	STREET, SQUARE,	-	-	-	-	OLICONA SIL	MICHENINE.	-	-	-		-	

	濟		修	1	
	原		科		
The state of	論	身	目	目	學
	11			時過授業	年
	經	修		科	第
No.	濟				
	學				-
	史	身		自	學
	11	-		時母週授業	年
	I	修		科	第
	業				
	政	172.5			Ξ
	策	身		目	題

時題類年數業

經修必科第

	THE REAL PROPERTY.	-	with the local division in which the	NAME AND ADDRESS OF THE OWNER,	THE REAL PROPERTY.	-	THE REAL PROPERTY.	79.00
	選擇科	外國語	隨	選擇科目			社	1
	日中自己	に(英・獨・佛・支)	意科	目ハ學年			會	1
	ノ選擇セサ	佛·安)	目	ハ學年ノ始ニ於テ第	1		學	1,44
	ルギ			第				
1000	竹目及	=		學在			=	-
	ル科目及ヒ經濟學科又	外國語		學年第二學年ハ			法	The state of the s
	學科			年ハ			133	P
	义八商	(英・獨・佛・支)		一科目、			制	1
	八商學科ノ各科目八隨意科目トシテ修學スルコト	师·支)					史	7
	科目			车八				
	ハ隨意	11		第三學年ハ二科目			=	
	科目	外國語		ヲ選擇シテ屆出ツルコト	財	和破	兵國	往
	トシテ	語		学シテ	Paris I	議	通際	律題
3	修風	英		居出	政	法ラ産	八通法ヲ含	子史
	テスル	佛佛		ツル		含	含私	ヲ会
11/4	コト	(英・獨・佛・支)	Ly Big	コト	學	会法	会法	4
	ヲ得	1		ヲ要ス			1 5	
		-		7,		_	-	
								-

二八

NO.	必	科	第		外國語	
	修				語(英	
	科				褶	
-	目	月	學	第	佛·支)	
		時題授業	年	第三商	=	
OA		科	第	學科	外國語	
			=		(英·獨·佛	
		目	學		支)	
		時超過變業	年			
		科	第		外國語	
			=		(英·獨	
1000		目	學		·佛·支)	
		時每週授業	年		=	

		-								
商	経	統	貨	經	形	商	商	修	必	100
業	湾			濟		業	業		修	
英	地	計	幣	原	品	簿	通		科	The same
語	理	學	論	論	學	記	論	身	目	
1										
=	==	=	=:	=	=	E	-:	-		- valuely
經	商	商	商	銀	外國	經	銀	修		The state of the s
濟	業	業	業	行	為	状状	行			
事	政	来	算	11	及	営	簿		100	
情	策	史	術	論	關稅	學	記	身		-
										- THE -
=:	=	==	=	==	=			-		- Valente
配	財	證	廣	企	貿	原価	會	修		
給	1	劵		業	易	價計				
組	政	市		金	質	第 及	計			
織論	學	場論	論	融		監本	學	身		
13HE	152	iiiii	BING	論	務	查		7		- 11
		-								
-			-	-	-	-	-	-		1

PURCURATURE.	PORTUGAL DE LA	-	THE RESERVE	- CONTRACTOR OF THE PARTY OF TH	-	A PRODUCE OF THE PARTY OF THE P	-	-	NOT OTHER DESIGNATION OF	ı
第二	外國	數	隨		英	哲	論	民	法	
一學年二於ケル教育學及第	語		意	1		學	理	法金	學	-
於ケル	英獨佛		科			穊	心	總則。	通	1
教育與	。支)	學	目		韶	論	理	・物權)	論	2000
五第二				36				ALC: N		
三學年	=	-			四	=	11	四	===	The state of
二於ケ	外國	敎		英	商	民	憲	商	景	
ル教	國語(金				法(總則	法		業	氣	The state of the s
法ハ	獨	育			則。商	公(債		英	變動	100000000000000000000000000000000000000
三學年ニ於ケル教授法ハ實業教員志望者	(英・獨・佛・支)	學		部	行爲	權	法	語	論	
員志留		1								-
笔者 二四		1		四		11	=	=	-	
ニ限リ必修トシテ之ヲ課ス	外國語	敎		英	商法(商	珠	交	保	
ドトシー	-	1			會社	業		通		-
ア之ヲ	火。獨。	授			海商	英		政	De la constant de la	
課ス	英·獨·佛·支)	法		語	・手形)	THE PER	算	策	學	
1				-						-
	==			四	四	=	1		=	-

第二節 入學、休學、退學及比除名

ノ上之ラ許可スノ上之ラ許可スへキ者ハ年齢十七年以上ノ男子トス第八條 入學ヲ許可スへキ者ハ年齢十七年以上ノ男子トス

専門學校入學者檢定規程ニ依リ試驗檢定合格證書ラ有スル者

試験ラ行フコトアルヘシ 別科生い志願者ノ履歴ニ就キ銓衡ノ上入學ヲ許可ス但シ國語、漢文、數學又ハ英語ノ全部又ハ一部ニ付キ 文部大臣二於テ專門學校ノ入學二關シ中學校卒業者ト同等以上ノ學力ラ有スルモノト指定シタル者

第九條 第二學年以上二入學スルニハ前條ノ資格ラ有シ且第一學年又ハ第二學年ノ配當科目ノ試驗ニ合格

ルコトラ要ス但シ受験料ハ金五圓トス

他校二於テ修了セサル科目アルトキハ其ノ科目二限り試驗ラ行フへシ 同等學校二於テ第二學年以上二在學シ轉學スル者ハ相當ノ學年二編入スルコ ラ得但シ學科課程中

驗料金三圓ヲ納ムヘシ 入學ノ許可ラ請フ者ハ入學申込書ニ履歷書ラ添へ差出スへシ但シ試驗ラ要スル場合 = ハ同時ニ受

第十二條 又ハ再入學スル者ハ此ノ限ニ在ラス 正科生ノ入學期ハ學年ノ始 トス但シ第十條、第二十條第二項又ハ第二十一條ノ規定ニ依リテ轉學

別科生ノ入學期ハ學年ノ始トス但シ隨時入學ラ許スコトアルヘシ

第十三條 入學ノ許可ラ得タルトキハ直二保證人ト連署シテ在學證ヲ差出スヘシ

第十四條 保證人ハ成年者ニシテ東京市又ハ其ノ隣接市町村内ニ於テ獨立ノ生計ラ立ツルモノナルコ 7 要

第十五條 保證人死亡シ又ハ前條ノ要件ヲ缺キタルトキハ遲滯ナク之ヲ改定シ更ニ在學證ヲ差出スヘシ保證保證人ハ本人在學中ニ係ル一切ノ事項ニ付其ノ責ニ任スヘキモノトス 人ノ變更アリタルトキ亦同シ

保證人住所又ハ氏名ラ變更シタルトキハ遅滯ナク其ノ旨ラ屆出 ツヘシ

第十六條 疾病其ノ他止ムラ得サル事故二因リ滿二個月以上修學スルコト能 書面ラ添附シ保證人連署ノ上其ノ許可ラ受ケ當該學年間休學スルコトラ得 ハサルトキ ハ其ノ事實ラ證 スル

前項ノ規定二依リテ休學シタル者休學ノ事由止ミタルトキハ保證人連署ノ上許可ラ受ケ原級二入り修學ス ルコトラ得

第十七條

第十八條 二復スルコトラ得 陸軍、海軍ノ現役ニ服スル者及ヒ召集中ノ者ハ其ノ期間第十六條ニ準シテ休學シ滿期後直給費生、貸費生ハ休學ノ月ヨリ其ノ資格ラ失フ

第十九條 疾病其ノ他ノ事故ニ因リ退學セントスル者ハ保證人連署ノ上屆出ッへ

左二掲クル者ハ學籍ヨリ除名ス

學業劣等又ハ疾病其ノ他ノ事故ニ因リ成業ノ見込ナシト認メタル者

出席常ナラサル者

第二十一條ノ規定ハ前項ニ依リテ除名セラレタル者ニ之ラ準用ス 何等ノ事由ラ以テスルニ拘ラス引續キ一個年間闕席シ又ハ正當ノ事由ナク一個月以上國席シタル者

第二十一條 第六十五條又ハ第六十六條ノ規定ニ依リ退學處分ラ受ケタル者四個月以上ラ經過シ改悛ノ情顯 著ナルモノト認メタルトキハ特ニ再入學ラ許スコトアルへシ

第三節

試驗ハ學年ノ終又ハ授業ヲ終リタル際之ラ行フ

必要アルトキハ追試験及ヒ再試験ラ行フ、追試験又ハ再試験ラ受クル者ハ一科目ニ付受験料金一圓ラ納 ヘシ、五科目以上ナルトキハ受験料金五圓ラ納ムヘシ

第二十三條 試驗ノ方法ハ筆記又ハロ述トス

第二十四條 試驗ノ成績ハ各科目ニ付甲、乙、丙ヲ以テ表示シ甲、乙ヲ合格トシ丙ヲ不合格トス

第二十五條 授業ラ受ケタル科目ニアラサレハ試驗ラ受クルコトラ得ス

休學シタル者ハ其ノ學年二屬スル試驗ラ受クルコトラ得ス但シ第十八條二定メタル休學者ハ此ノ限二在ラ

第十六條第二項二該當スル者ハ其ノ休學取消ノ承認ラ得テ試驗ラ受クルコトラ得

第二十六條 或ル科目ニ付三個年内ニ試驗ニ合格セサル者ハ全部合格ニ至ル迄在學スルコトラ得但シ六個年

ラ超ユルコトラ得ス試験ラ受ケスシテ在學スル者亦同シ

在學六個年ニ滿ツル者其ノ最後ノ學年試驗ノ追試驗又ハ再試驗ラ受ケントスルトキハ許可ラ受ケ前項但書 ノ規定ニ拘ラス其ノ追試驗又ハ再試驗ノ施行ヲ終ル迄ノ期間在學スルコトラ得

第十二條ノ規定二依リテ入學シタル者二付テハ其ノ入學シタル日二至ル迄二要スヘカリシ期間在學シタル モノトシテ其ノ在學期間ラ計算ス

第二十條又ハ第二十一條ノ規定二依リテ再入學シタル者二付テハ其ノ除名中又ハ退學中 ノ在學期間二通算ス但シ學年ノ始二於テ第一學年二入學シタルトキハ此ノ限二在ラス ニ屬スル期間ラ其

第二十七條 隨意科目ノ試驗ハ希望アル場合ニ限リ之ヲ行フ

學年ノ始二於テ許可ラ受ケ隨意科目ラ修學シタル者ニアラサレハ前項ノ試驗ラ受クルコトラ得 試驗ハ授業料ヲ完納シ且必要ナル受験料ヲ納付シタル者ニアラサレ ハ之ラ受クルコト

ヲ得ス

第四節

第二十九條 入學ラ許可セラレダル者ハ入學料トシテ金三圓ラ納ムへシ

第三十條 授業料ハ一學年金七十七圓トシ左ノ三期ニ之ヲ納ムヘシ但シ當分月割金七圓宛分納スルヲ妨ケ

四 月 (金三十圓)

九 (金三十圓)

第三期 (金十七圓)

第三十一條 學年ノ中途二入學シ又ハ退學スル者ハ特二入學前及と退學後ノ授業料ラ免除ス休學中ハ授業料

第三十二條 授業料ラ月割分納スル者ハ翌月分ラ前月末日迄ニ納付スへ 在學中ハ闕席シタルトキト雖モ授業料ラ免除セス

第三十四條 納付シタル授業料ハ返付セス 第三十三條

第五節 給費生及と特待生

第三十六條 給費生又ハ特待生ニシテ其ノ地位ニ適セサル事實アルトキハ直ニ之ラ発ス 給費生ニハ當該學年間年額金三百圓以內ノ學資ラ給與シ特待生ニハ當該學年間授業料ラ免除ス 學長ハ學生中學術優等品行方正ナル者ヲ銓衡シ給費生又ハ特待生ト爲スコトヲ得

第六節 貸費生及と留學生

第三十八條 額金三百圓以內ラ貸與スルコトラ得 學長ハ學生中學術優秀品行方正ニシテ學資支辨ノ途ナキ者ヲ銓衡シ貸費生トシテ當該學年間年

第三十九條 貸費ニ關シ寄附者アルトキハ其ノ寄附者ノ指定ニ從フ

第四十條 貸費生タラントスル者ハ其ノ事情ラ具シタル願書ラ差出スへシ

第四十一條 貸費生タルノ許可ヲ得タル者ハ保證人二名ト連署シテ所定ノ證書ヲ差入ルヘシ

第四十二條 納スヘシ 貸費生ニシテ卒業シタル者ハ卒業後一個年目ョリ毎月貸費ラ受ケタル半額以上ラ月賦ラ以テ返

第四十三條 貸費生ニシテ其ノ地位ニ適セサル事實アルトキハ直ニ之ヲ免ス

第四十四條 返納スヘシ但シ疾病ノ爲メ廢學シタル場合ニハ情狀ニ依リ月賦返納尹許スコトアルヘシ 貸費生退學ラ命セラレ、除名セラレ、貸費ラ発セラレ及ハ退學シタルトキハ貸與金額ラ即時二

第四十五條 學長ハ卒業者中學力優秀ニシテ將來學術ノ蘊奧ラ研究セント欲スル者ヲ銓衡シ特ニ留學生トシ テ學資ラ貸與シ留學セシムルコトラ得

留學生ニ關スル事項ハ其ノ都度之ヲ定ム

研 究

第四十六條 研究科ハ專門部ノ卒業者ニシテ既修ノ學科ニ付尚ホ深邃ナル研究ラ爲サント欲スル者ノ爲メニ

第四十七條 研究科ノ修業科目ハ左ノ十一科トシ各自志望ノ科目ヲ專政セシ

刑 民 商 訴訟法 國際法 政治學

財政學商業學

第四十八條 修業年限ハ一年以上三年トス

第四十九條 入學期ハ學年ノ始トス但シ臨時入學ラ許スコトアルヘシ

ノ承認ヲ經 研究科ハ專門部、舊英吉利法律學校、舊東京法學院又ハ舊東京法學院大學ノ卒業者ニシテ學長 タル者ニ限リ入學ラ許ス但シ同等學校卒業者又ハ之ト同等以上ノ學歷アル者ニ入學ラ許スコト

フハヘミ

第五十一條 削除

第五十二條 第十一條及と第十三條乃至第二十一條ノ規定ハ之ヲ研究科學生ニ準用ス

第五十三條 研究科ノ授業料ハー個年金五十五圓トシ左ノ三期ニ之ヲ納ムヘシ

第一期四月(金二十圓)

第二期 九 月 (金二十圓)

第三期 一 月 (金十五圓)

第三十一條第三十二條及第三十四條ノ規定ハ之ラ前項ノ授業料ニ準用ス

第五十四條 研究科學生ハ特ニ開ク講義ヲ聽聞スルノ外本大學ノ指定セル指導者二從ヒ專政ノ學科ヲ研究ス

研究科學生ハ任意二一般學生ノ爲ニスル講義ラ聽聞スルコトラ得

第五十五條 研究科ノ卒業試驗ハ論文試問トス但シ場合ニ依リ更ニ口述試問ヲ爲スコト アルヘシ

卒業論文ハ二人以上ノ指導者之ヲ批判ス

落第者ハ更二六ヶ月以上修業ノ後再と試驗二應スルコトラ得

第五十六條 研究科ノ卒業試驗ニ應セントスル者ハ受験料金二十圓 ラ納 4~

第二十八條ノ規定ハ前項ノ試驗ニ之ヲ準用ス

第五十七條研究科ノ卒業試驗ニ合格シタル者ニハ卒業證書ヲ授與シ中央大學法律學士、中央大學經濟學士、 中央大學商業學士ノ稱號ヲ認許ス

第四章 學 生 心 得

第五十八條 登校スルトキハ必ス制服制帽、洋服若クハ袴ラ着ケ靴又ハ上草履ヲ用ウヘシ

第五十九條 登校スルトキハ必ス學生證ラ携帶スヘシ之ラ携帯セサルトキハ退場ラ命スルコト

第六十條 教場二於テハ靜肅ラ旨トシ雜談、喫煙其ノ他粗暴ノ擧動アルヘカラス

第六十一條 授業中ハ退席スルコトラ得ス止ムラ得サル事故アリテ退席セントスルトキ ハ教員ノ許可ラ受ク

ヘシ

第六十二條 氏名ラ改稱シ又ハ本籍住居等ラ移轉シタルトキハ遅滯ナク屆出ツへシ

第六十三條 闕席スルトキハ證明書ラ添附スルコトラ要ス 三日以上闕席セントスルトキハ必ス其ノ事由ヲ具シ保證人ト連署シテ屆出ツヘシ但シ七日以上

第六十四條 闕席屆出ノ日敷ハ一個月ヲ超ユルヲ得ス若シ一個月ヲ超エ事由尚ホ止マサルトキハ其ノ都度必 ス新ニ屆出ヲ爲スコトヲ要ス

第五章 懲 戒

第六十五條 學則又ハ校規ニ違反シ其ノ他不都合ノ行為アル者ハ情狀ニ因リ停學又ハ退學ラ命ス 第一項ノ規定二依リテ退學ラ命シタルトキハ其ノ旨ラ同等學校二通知ス

第六十六條 品行不良改悛ノ見込ナキ者ハ退學ラ命ス

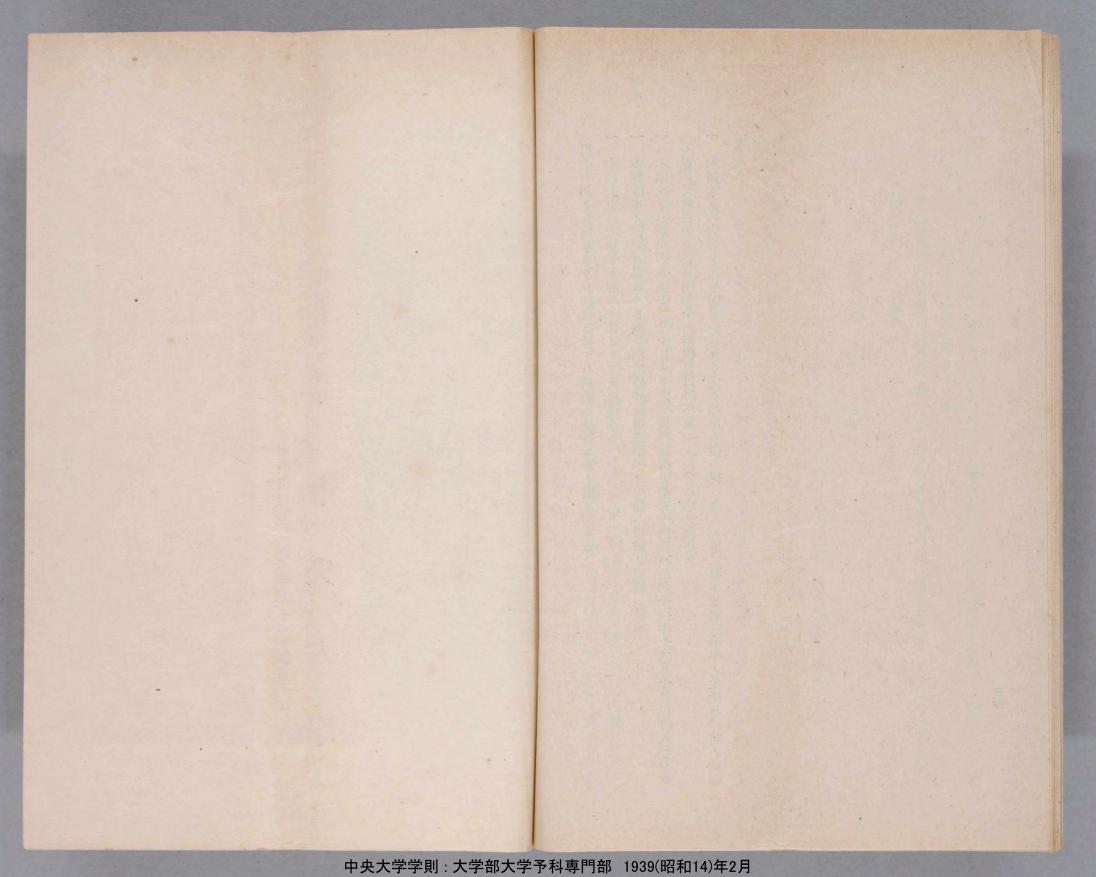
第六十七條前二條ノ規定二依リ停學又ハ退學ラ命シタルトキハ其ノ旨ラ父兄及ヒ保證人二通知ス

附則

- 本則ハ昭和六年四月一日ヨリ之ラ施行ス
- 卒業スヘキ學年試驗ヲ終ル迄仍本從前ノ規定二依ル 本則施行ノ際現ニ存スル第二學年及と第三學年ノ學科課程及と其ノ配當ハ其ノ第二學年ニ屬スル學生ノ
- 學年ノ試驗ラ受クルコトラ得サルニ至リタル者ト雖モ本則施行後二於テハ次ノ學年ノ試驗ラ受クルコトラ 第一學年又ハ第二學年ノ學生中昭和六年二施行シタル學年試驗二於テ從前ノ規定第二十七條二依リ次ノ

得但シ其ノ合格セサリシ科目二付テハ試驗ラ免除スルノ限二在ラス

- 本則改正ハ昭和十年四月一日ヨリ之ラ施行ス
- 本則改正ノ際現ニ存スル各學科第二學年及第三學年ノ生徒ハ從前ノ規程ニ依ル
- ル者二又第五十七條ハ昭和十一年四月以降卒業シタル者二之ラ適用ス 本則改正ハ昭和十一年十二月十日ヨリ之ヲ施行ス但シ第五十三條ハ昭和十一年十二月十日以降入學シタ
- 本則改正ハ昭和十二年四月一日ョリ之ラ適用ス但シ現ニ存スル第二學年及第三學年ノ生徒ハ從前ノ規程



和十四年二月

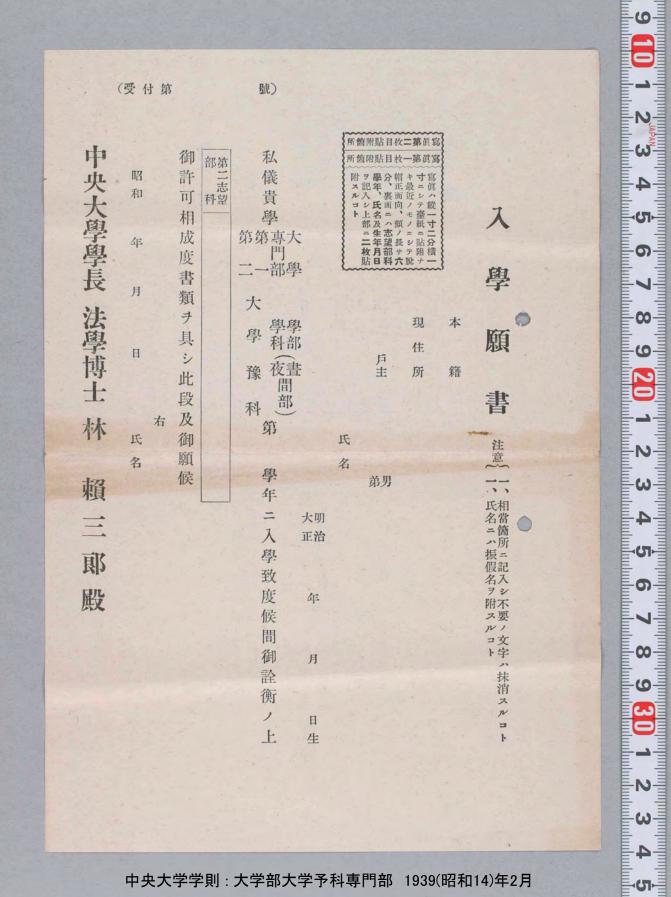
中

東京市神田區駿河臺三丁目九番地ノ四 央

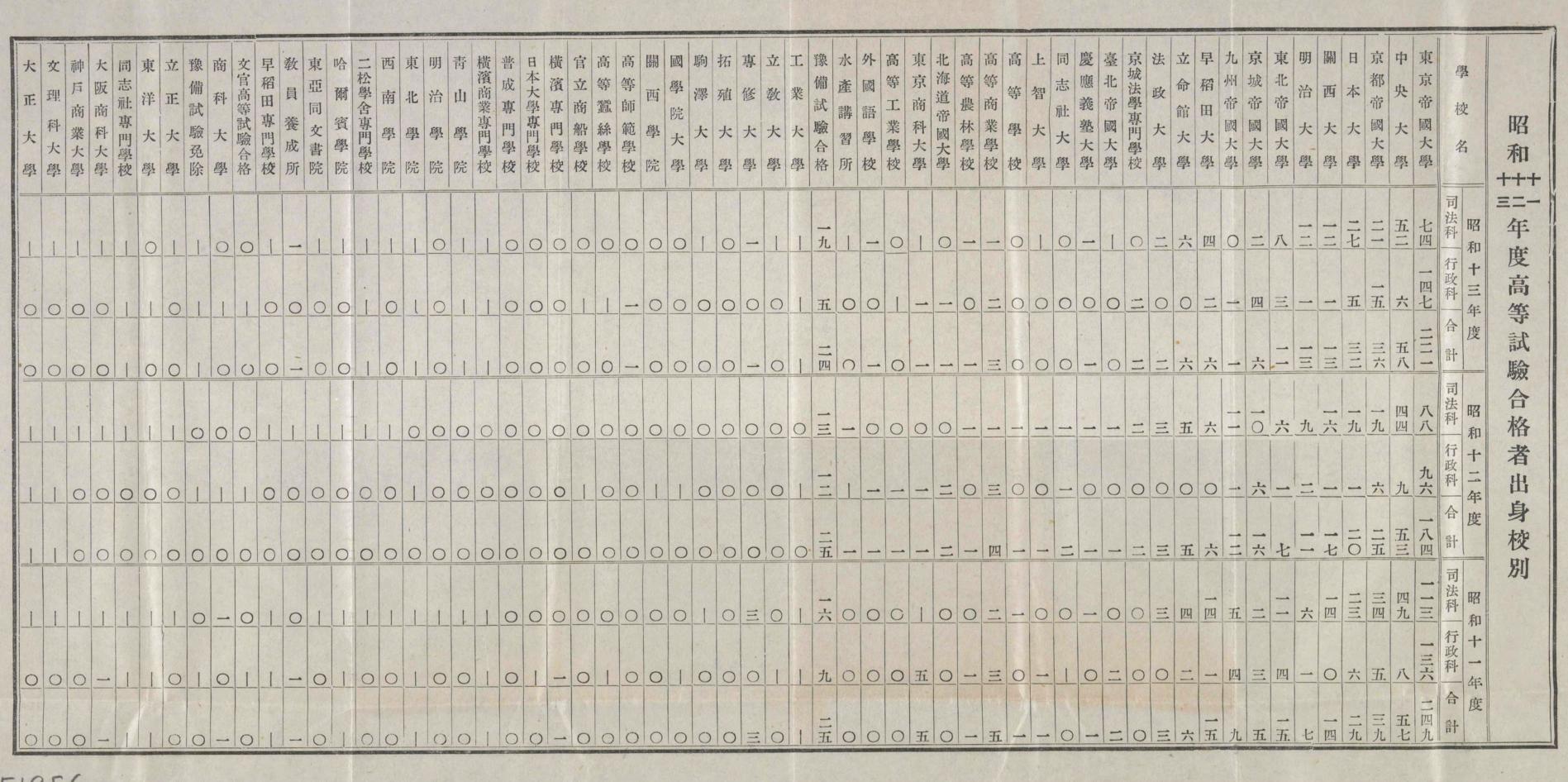
學

20051956

中央大学学則:大学部大学予科専門部 1939(昭和14)年2月



中央大学学則:大学部大学予科専門部 1939(昭和14)年2月



20051956

志學 入學 (3) 受験證及と筆請月」(4) 答案用紙ハ本學ョリ交付ス 「、入 學 手 續 「、入 學 手 續 「、入 學 手 續 「(1) 保證人連署ノ在學證(用紙ハ本學ョリ交付ス。保證人ハ東京市內叉へ隣接市町村居住ノ成年者ニシテ獨立ノ生計ヲ營ミ一戶ヲ構フル者) 「(2) 入 學 料 金 五 圓 「(3) 第一學期授業料 金三十五圓 「(4) 校費(第一學期金三圓) 「(4) 校費(第一學期金三圓) 「(5) 教練費(一ケ年金三圓五十錢)但シ第一錄科ノミ 「古豫科教務課ヲ經由シ會計課へ提出スヘシ 「方後人學ニ關シ問合ハス場合ニハ必ス科、學年別、受驗證番號、氏名 芸家用紙ハ本學ョリ交付ス答案用紙ハ本學ョリ交付ス答案用紙ハ本學ョリ交付ス答案用紙ハ本學ョリ交付ス答案用紙ハ本學ョリ交付ス 入學志願者ハ四月四日迄二入學願書、履歷書、寫眞二枚(臺紙二貼付ナキ最近ノモノニシテ脫姓名、生年月日)及高等學校高等科其他二於ケル卒業成績證明書(中能スルコト)ヲ添附、入外學志願者ハ第一志望學部ノ外第二志望學部ヲ記載スルコトヲ得 一、入 學 試 驗 一、入 學 試 驗 一、入 學 試 驗 一、入 學 試 驗 一、入 學 對 續 一 四月六日午後六時ヨリ 學科試驗出日 四月六日午後六時ヨリ 學科試驗出日 四月六日午後六時ヨリ ○法 學 科 修身、法學通論、民法總論、物權法一部、債權總論、親族法、刑法總論上入學ノ許否ヲ決ス(試驗日割及口頭試問日割い別ニ定ム)上入學ノ許否ヲ決ス(試驗日割及口頭試問日割い別ニ定ム)上入學ノ許否ヲ決ス(試驗日割及口頭試問日割い別ニ定ム) 一、募集學年及人員 ○第一舉年志願者ノ顯書受付ハニ月十五日ヨリ四月八日迄毎日午前十時ヨリ午後六時迄か)中學校其他ニ於ケル卒業成績證明書(呼記スルコト) 又檢定合格者ハ其合格證明書ヲ添い)中學校其他ニ於ケル卒業成績證明書(呼記スルコト) 又檢定合格者ハ其合格證明書ヲ添い)中學校其他ニ於ケル卒業成績證明書(呼記スルコト) 又檢定合格者ハ其合格證明書ヲ添い。東西ニハ必又姓名、生年月日ヲ記ススハシの人學志願者ハ入學願書、履歷書、寫眞二枚(豪紙=貼付ナキ最近ノモノニシテ脱帽正面向額ノ ●第二學年編入志願者ノ願書受付ハ二月十五日ョリ四月一日迄毎日午前十時ョリ午後六(第一學年志願者ハ受驗料ヲ要セス)入學ノ許否ハロ頭試問ノ上之ヲ決ス(ロ頭試問期日ハ受驗票ニ依リ之ヲ通知ス) 及校費(第一期金参園)ラ添へ教務課ヲ經テ會計課ニ納入スヘシ入學ノ許可ヲ受ケタル者ハニ日以內ニ在學證(本大學教務課)ニ學費(入學料金五圓、授業) 令第三號第二條第二號=依り指定セラレタル者=限ルン部卒業者及同等學校豫科卒業者並專門部卒業者、專門(部大臣二於テ之ト同等)學力アリト認メタル者 名名名名 0 特待生 (學友會費ハ徴收セス) ・學友會費ハ徴收セス) ・学の大學料の大學ノ際之ヲ納メ授業料の生物トシ三期ニ之ヲ納付セシム但シ月割分納ヲ許ス校 毎日晝間部ハ午前八時ヨリ四月十六日ヨリ開始ス 課ニ納入スヘシ (第一期)及畫間法學科ニ限リ教練費(年額三圓五十錢)ヲ添へ教務課ヲ經テ會計圓)及校費(第一期)及畫間法學科ニ限リ教練費(年額三圓五十錢)ヲ添へ教務課ヲ經テ會計員)及校費(第一期)及畫間法學科ニ限リ教練費(年額三圓五十錢)ヲ添へ教務課ヲ經テ會計 ◎經濟學科 費生 専門部 學科 和十三年十二 科部 ◎給費生、 學生生徒中學術優等品行方正ナル者ハ給費生トシテ當該學年間年額金三百圓以內ノ學費ヲ給與セラル 学生生徒中學術優等品行方正ナル者ハ特待生トシテ當該學年間授業料ヲ免除 学生生徒中學術優等品行方正ナル者ハ特待生トシテ當該學年間授業料ヲ免除 年額金三百圓以內ヲ貸與スルコトアリ 地修原修理身、 商業英語、法學通論、民法(總則)論理心理,哲學概論、英語商業通論、商業簿記、商品學、經濟原論、貨幣論、統計學、經濟原論、投幣論、英語、經濟原論、經濟史、經濟地理、貨幣論、統計學、植民政策、簿記 東京市神田區駿河臺三丁目九番地 mio 同同監同同同同同理學 特待生、 事長 中央大學豫科教務課 貸費生 法 法 法 基 學 博 博 士 士 士 士 士 電話神田(25)至 務 吉有二田山高片土原林 益 賀 神 中 田 山 方 義 俊光駿文三 次豐吉藏郎郎勝寧道郎

	要	記	學	大	央	中	
法 华 學 法 法 學 上 法 學 主 法 學 史 書 記	本大學三於テハ其創立ノック』 「ゴシック」 「ゴシック」 「ゴシック」 「ゴシック」 「ゴシック」 「ゴシック」 「ゴシック」 「ゴシック」 「ボボークリック」 「ボークリーク」 「ボークリーク」 「ボークリーク」 「ボークリーク」 「ボークリーク」 「ボークリーク」 「ボークリーク」 「ボークリーク」 「ボークー 「ボークリーク」 「ボークー 「ボーク」 「ボークー 「ボークー 「ボーク」 「ボークー 「ボークー 「ボークー 「ボークー 「・ 「ボークー 「ボークー 「・ 「・ 「・ 「・ 「・ 「・ 「・ 「・ 「・ 「 「	圖 サ 食シ (昭 教科學 無格格經士和 英本部) 試 選 本 異 業 本	五、数 商業學士ノ科號 ヲ イン と	となる。 は で は で は で は で は で で で で で で で で で で で で で	コ専トシにはアンハ 右線學學の を選別の 本学の を選別の を選別の の の の の の の の の の の の の の	本	経 学 学 学 学 学 学 学 学 学 学 学 学 学
本 法 學 科 法 學 科 / 本 / 本 / 本 / 本 / 本 / 本 / 本 / 本 / 本 /	関語 は の は の は の は の は の は の は の は の は の は	本本では、 本本では、 本本では、 本のでは、 本のでは、 本のでは、 本のでは、 本のでは、 本のでは、 、のでは、 、のは、 、のは、 、のは、 、のは、	年以上ニシテ卒業論文 ・ の ・ の ・ の ・ の ・ の ・ の ・ の ・ の	学 会 (明	リニ科モ學ノーテ 學ノ ・ シ 次 ラ ラ ツ 美 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	中で 大学 を
及 法	意ヲ用ヒタルヲ以テ現在和漢洋ノ良書約十萬 原野、穂積、村上、戸田、花井ノ各特別文 ケ居レルヲ以テ學界ニ於ケル一大權或ヲ現出 ケ居レルヲ以テ學界ニ於ケル一大權或ヲ現出 が展別、採光、通風、消毒、リフト等緒般ノ施 競房、採光、通風、消毒、リフト等緒般ノ施 競別の事を含う設ケ學薬部の法學會、 ・一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一 一、一、一、一、	中等教員無試驗檢定資格ヲ有ス を計學ヲ履修ンテ卒業シタル者ハ文官任用令 工十三號) 五十三號 五十三 五十三 五十三 五十三 五十三 五十三 五十三 五十三	中央大學法律學士、經濟學 中央大學法律學士、經濟學 等部へ行政法、親族法、和 衛士等第二十大年二月文)但シ法 衛士等第三十號 衛士等第三十號 衛士等第三十號 衛士等第三十號 衛士等第三十號 衛士等第三十號 衛士等第三十號 衛士等第三十號 衛子等第三十號 衛子等第二十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十	試験ニ合格シタル者ニハ學位令ニ依經濟學士、商學士ト稱スルコトラ得ラル、但シ専門部別科卒業者ヲ除クラル、但シ専門部別科卒業者ヲ除クテル、但シ専門部別科卒業者ヲ除クテル、但シ専門部別科卒業者ヲ除クテル、但シ専門部別科卒業者ヲ除クテル、但シ専門が別科卒業者ヲ除クテル、但シ専門が別科を業者ヲ除クテル、但シ専門が別科を業者ヲ除クテル、但シ専門が別科を表している。	(第2來リシカ其ノ後社會ノ趨勢ニ鑑ミ學部 (第2來リシカ其ノ後社會ノ趨勢ニ鑑ミ學部 要於シトがスル者目ニ益々多キヲ加ァル 素ヲ絶メムトスル有為ノ青年=對シ前記ノ アル者ヲシテ進步向上ノ途ヲ無断スルハ洵 アル者ヲシテ進歩向上ノ途ヲ無断スルハ洵 アル者ヲシテ進歩向上ノ途ヲ開きニ對シ前記ノ ボノ育年=對シ其ノ途ヲ開きニ對シ前記ノ ボノ育年=対シカリハカ リ、此ノ缺略ヲ補ハン為夜間授業ヲ開設シ ボノ育年=対シカリハカ カー、カー、カー、カー、カー、カー、カー、カー、カー、カー、カー、カー、カー、カ	科卒業者及同資格者ラ入學セシメ何レモ修 トラ欲スル者/爲メニ之ヲ置ク、大墨豫科ト トラ欲スル者/爲メニ之ヲ置ク、大墨豫科ト 外國語トスルモノヲ獨語科トス第二條科ハ 所第9第一外國語トスルモノヲ英語科ト スルモノヲ英語科ト スルモノヲ英語科ト スルモノヲ英語科ト スルモノヲ英語科ト スルモノヲ英語科ト スルエノヲ英語科ト スルエノヲ英語科ト スルエノヲ英語科ト スルエノヲ英語科ト スルエノヲ英語科ト	學院大學ト改メ同三十八年八月中央大學ト 中田區線町 = 創立セラレ同二十二年十月東 神田區線丁臺ノ新築校舎ニ移リ附屬圖書館 中田區線丁三創立セラレ同二十二年十月東 神田區線丁三創立セラレ同二十二年十月東 神田區線丁三創立セラレ同二十二年十月東 神田區線丁三創立セラレ同二十二年十月東
學 男 郎	目會育經 類 酸ルシ庫部 國時經經保產農外市整證關會財信經際事濟濟 業村國勞事 級	二 ス有	政テハ部 法 (第商農植銀統政經經經經經經經 一業業民 一業業民 行計外 M 政政政	業 所那 有權 機 他 概心	理會政濟邊	事事事訴產	華備/改京 放 / 政宗
交交接 法法 後接 接	高	情	「「「「「「「「「」」」」」」 「「「「「「「」」」」」 「「「「」」」」 「「「」」」 「「」」 「「」」 「「」」 「」 「	ア エ 法 要 オプスター 土 土 オプロニラ 土 大 アスター 土 土 土 ナ ファ 単 土 土 土 ファ エ 展 土 カ	經文法 法抵债权法法法法法法法法法法法法法法法法法法法法法法法法法法法法法法法法法法	智 法 法 是	法 技 輪 法 法 機 學 學 學 是 生 士 士 士 士 士 士 士 士 士 士 士 士 士 士 士 士 士 士
文文法法法铁器	法	爾 經 爾 縣	情學學生 出版	サスクラーフ 変異士 小林 東京の 変異士 小林 東京の 変異士 一	文學士士 任任松原野 按	法要修士 加藤 正法要修士 加藤 正法要修士 华野豹一法要修士 华野豹一	法 选
文章士 世	物經 物經 物經 物經 神	濟潛縣	市群敏即男雄	Mar win Poly Mer Will Will Will	學士 高瀬 名	學士 東土 金澤 學士 東山 新 學士 医二 大	東
法學士 山田 準夫郎 山田 準夫郎 山田 本辰 之 助	は	後 舉 士 川原 京 吉郎	母 士	を 変 要 士 草野 真 之 変 要 士 草野 真 之 を 章 車 士 離	法學# 上 內田 平四	學士 东橋 原 李士 高橋 實 野 李士 高橋 實	野川 中田能 賀
教體級法自數哲論心地歷佛 濟學然 學 腐 題通科 概 西 練操論論學學論理理理史語	透 大 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	那 獨 業 授 育 會 理 、	產 政 權法 學財政和公 無	《外國證證原信應證取保交財工景樂與 獨國際券價用券引 強 業與變 語經濟引 市 險 政策計 等 及所 及 新 表 監論 記論論 學策學 對 書 企 全 及 監論 記論論 學策學 文 查 企 全 及 查 企 查 查 查 查 查	是 業業 集	計 濟 獨給 業業業記計 業 組品 幹 級 鄉原 原 地織 算 級 鄉原	業業 業業所那 一個 一個 一個 一個 一個 一個 一個 一個 一個 一個 一個 一個 一個
聯展	型	# ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** **	発展を表現して、 ・ は、要型 士 人 社 を 要 土 土 石 原 報 を 要 土 土 石 原 報 上 表 社 セ マ を か ま 要 土 土 石 原 雅 工 正 楽 種 記 で 工 連 本 森 橋 記 で 工 連 本 森 橋 記 で 上 整 世 土 森 橋 記 で 上 整 世 土 ス 江 原 雅 工 正 移 車 が 下 本 移 記 重 市 大 温 変 ま か ま き き か ま き き か ま き き か ま き き か ま き き か ま き き か ま き き も こ か ま き き も こ か ま き き も こ か ま き ま き も こ か ま き ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま	論 議	商 展	理	新
文文章 士 次文章 士 松宫 安章 士 松宫 周郎 竹耀	文 東 ま 立 を 要 ま ま 立 を 要 ま ま 立 を 要 ま ま 立 市 本 下 を う か う 前 を こ の か で に 利 で に 利 で に 利 に と 下 に か い か に に と か に に と か に に と か に に と か に に と か に に と か に に と か に に と か に に と か に と と か に と と か に と と か に と と と と	文 東土 高瀬久太郎 文 東土 接邊 報郎 文 東土 接邊 報郎 文 東土 接邊 報郎 三 次郎 東土 接邊 幸吉 護海里土 難波田春夫 東京	法法 基	護療療士 大塚 の	##	障壁網 商 理 超 商 單 土 世 中 中 長 田 上 柳 響	本マスアダーツ 三輪 生 五瀬 田春夫 一夫三 本末 彦 郎
中	長 文學士 大大場 文學 士 大大場 後	文章士 田崎 番号 一	法學博士 中山 柴 天 野 樓 中村 弘 四 郎 也	大调彩三	(表表現) 大野 (信) 三 (年) (日) (日) (日) (日) (日) (日) (日) (日) (日) (日	商 文 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	で
交 章 士 丹 波 鴻 - 市	文文文文章 基本 生 生 生 生 生 生 生 生 生 生 生 生 生 生 生 生 生 生	文文 學 士 草野 貞之	株無 版士 一	オマファルタフラー	物部 音 士學 根 学		西